

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-83482

(P2015-83482A)

(43) 公開日 平成27年4月30日(2015.4.30)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
B 6 5 D 1/34 (2006.01)	B 6 5 D 1/34	3 E 0 3 3
B 6 5 D 1/42 (2006.01)	B 6 5 D 1/42	

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2013-222458 (P2013-222458)
 (22) 出願日 平成25年10月25日 (2013.10.25)

(71) 出願人 396000422
 リスパック株式会社
 岐阜県岐阜市神田町九丁目27番地
 (74) 代理人 110000659
 特許業務法人広江アソシエイツ特許事務所
 (72) 発明者 安東 俊治
 愛知県犬山市羽黒官浦1番地 リスパック
 株式会社内
 Fターム(参考) 3E033 AA10 BA13 CA02 DD05 EA01
 GA03

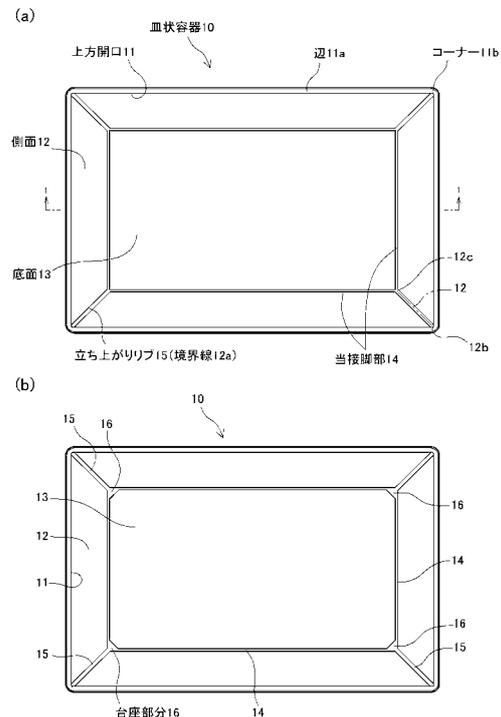
(54) 【発明の名称】 皿状容器

(57) 【要約】

【課題】 収納した食品等の全体を見せることができ、シンプルなデザインのものにでき、容器としての剛性も十分確保できる皿状容器とすること。

【解決手段】 底面13の外周部分に形成されて、均等幅で連続し、外方に向かって凹んだリブ形状の当接脚部14と、側面12におけるコーナー11bの境界線12a部分に形成されて、当接脚部14にこれと同等の幅で連続する立ち上がりリブ15とを形成したこと。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

多角形の上方開口の各辺に連なり、前記上方開口のコーナーを上端点とする境界線にて連続する側面と、この側面の下縁に外周が連続する底面とを備え、合成樹脂シートのシート成形によって形成される皿状容器において、

前記底面の外周部分に形成されて、均等幅で連続し、外方に向かって凹んだりブ形状の当接脚部と、前記境界線部分に形成されて、前記当接脚部にこれと同等の幅で連続する立ち上がりリブとを形成したことを特徴とする合成樹脂製の皿状容器。

【請求項 2】

前記各立ち上がりリブの下端を、前記当接脚部と同一下面を有する支持部分としたことを特徴とする請求項 1 に記載の合成樹脂製の皿状容器。 10

【請求項 3】

前記境界線の下端点近傍に、これに隣接してきている前記各当接脚部の端部に囲まれて、これらの当接脚部と同一下面を有する台座部分を形成したことを特徴とする請求項 1 に記載の合成樹脂製の皿状容器。

【請求項 4】

前記境界線の下端点を前記各当接脚部の下面と同一位置にするとともに、前記下端点の近傍に位置する前記各当接脚部の一部を円弧状にすることにより、前記下端点近傍において各当接脚部及び立ち上がりリブの各下端部を滑らかに連続させたことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 3 のいずれかに記載の合成樹脂製の皿状容器。 20

【請求項 5】

前記側面の断面形状を、前記上方開口の各辺の中央部については外方に凸の円弧状とし、前記境界線においては直線となるように滑らかに連続させたことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 4 のいずれかに記載の合成樹脂製の皿状容器。

【請求項 6】

前記側面の、下端と上端を結ぶ線の、前記底面の延長面とのなす角が、 10° ~ 45° であることを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 5 のいずれかに記載の合成樹脂製の皿状容器。

【請求項 7】

前記立ち上がりリブの上端に、当該皿状容器の前記上方開口を覆う蓋体の位置決めを行うための平面部を形成したことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 6 のいずれかに記載の合成樹脂製の皿状容器。 30

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、合成樹脂シートのシート成形によって形成される皿状容器に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

所謂「シート成形」される容器は、安価で衛生的であることから、各種食品を包装するためのものとして、近年では多種多様なものが提案されてきている。しかしながら、この種のシート成形された容器は、射出成形されたものとは異なって、材料が合成樹脂製の「シート」であることから、容器としての剛性を如何にして確保するかが、常に問題となる点である。 40

【0003】

シート成形品の剛性を高めるようにするものとして、例えば特許文献 1 にて提案されている「食品用容器」がある。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0004】**

【特許文献1】特許第3513644号掲載公報、段落0007～0010

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

上記の特許文献1にて提案されている「食品用容器」は、

「合成樹脂発泡シートから一体成形されてなり、底部に連続する側壁部の上端に外方へ張り出した断面略伏凹状をなすフランジ状縁部を有してなる平面略多角形の容器であって、前記側壁部が外方へ傾斜するとともに容器の各角部において隣接する両側壁部がアール曲面で屈曲して連続しており、該屈曲連続部分が上端側ほど漸次大きく外方へリブ状に膨出するとともに、その上端部において下部より傾斜度が大きくされて該上端が前記フランジ状縁部に連続せしめられ、各角部におけるフランジ状縁部の内縁が角部外縁に向って凹設せしめられて、該凹設部分が角部外縁に向って略先細状をなしていること」

を特徴とするものであり、これにより、当該特許文献1の段落0008～0010に記載されているように、非常に複雑な形状に基づいた「剛性の確保」ができるものと考えられる。

【0006】

しかしながら、この種のシート成形に係る容器は、多数のリブを設けたり、複雑な形状にすることによって、ある程度の剛性確保が実現できるものであることはよく知られた事実である。むしろ、多数のリブを形成することや複雑な形状にすることは、内容物を外から見えにくくする原因となることもよく知られた事実であり、食品等の内容物を包装するだけで使い捨てされることの多い容器では、できるだけ避けたい技術である。

【0007】

特に、対象とする容器が、浅く平たい形状の容器、つまり、「皿状容器」である場合には、材料である合成樹脂シートの形状に近いこともあって、剛性確保は困難を極めているのが実状である。

【0008】

そこで、本発明者等は、合成樹脂シートを材料とする「皿状容器」について、極めて簡単な構造で剛性を確保するにはどうしたらよいか、について種々検討を重ねてきた結果、本発明を完成したのである。

【0009】

すなわち、本発明の目的とするところは、収納した食品等の全体を見せることができ、シンプルなデザインのものにでき、さらに、容器としての剛性も十分確保できる皿状容器を、簡単な構成によって提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0010】

以上の課題を解決するために、まず、請求項1に係る発明の採った手段は、後述する最良形態の説明中で使用する符号を付して説明すると、

「多角形の上方開口11の各辺11aに連なり、上方開口11のコーナー11bを上端点12bとする境界線12aにて連続する側面12と、この側面12の下縁に外周が連続する底面13とを備え、合成樹脂シートのシート成形によって形成される皿状容器10において、

底面13の外周部分に形成されて、均等幅で連続し、外方に向かって凹んだリブ形状の当接脚部14と、境界線12a部分に形成されて、当接脚部14にこれと同等の幅で連続する立ち上がりリブ15を形成したことを特徴とする合成樹脂製の皿状容器10」である。

【0011】

本発明に係る皿状容器10の第一の前提は、上方開口11が多角形であり、この上方開口11が複数の辺11aからなることである。換言すれば、本発明に係る皿状容器10は、各辺11aが直線である場合のみを想定して、この上方開口11が円や楕円を代表とする「曲線」を含まないものである。

10

20

30

40

50

【0012】

当該皿状容器10の上方開口11が多角形である必要があるのは、上方開口11が曲線部分を有しているとき、皿状容器10に加えられた力がその曲線部分で思わぬ方向に分散され、皿状容器10の思わぬ部分で曲がったりねじれたりすることが起きるからである。これに対して、上方開口11が多角形であれば、皿状容器10を持ち上げる際に、人は直線である辺11aに手を添えるであろうし、当該皿状容器10に蓋体20を被せる場合には、各辺11aが交差しているコーナー11bに力を加えるであろう。いずれの場合も、人は上方開口11が多角形であることから自然に行える操作になり、曲線部分を含む容器に比すれば、当該皿状容器10が曲がったり折れたり、あるいはねじれたりしないようにする取り扱いを自然に行うことになるのである。

10

【0013】

本発明に係る皿状容器10の第二の前提は、当該皿状容器10が、上記上方開口11の各辺11aに連なり、上方開口11のコーナー11bを上端点12bとする境界線12aにて連続する側面12と、この側面12の下縁に外周が連続する底面13とを備えていることである。換言すれば、この皿状容器10においては、平面の底面13はその周縁にて平面である側面12に連続し、各側面12は境界線12aにて互いに連続し、かつ各側面12の上端辺は辺11aとなっていて、合成樹脂シートによるシート成形が簡単に行えるようになっているのである。

【0014】

そして、この請求項1に係る皿状容器10は、底面13の外周部分に形成されて、均等幅で連続し、外方に向かって凹んだリブ形状の当接脚部14と、側面12におけるコーナー11bの境界線12a部分に形成されて、当接脚部14にこれと同等の幅で連続する立ち上がりリブ15とを形成したものである。

20

【0015】

底面13の外周部分に形成された当接脚部14は、図3及び図6に示すように、外方(机や棚の表面側)に向かって凹んだリブ形状のものであり、図1及び図4に示すように、均等幅で連続したものである。換言すれば、当接脚部14は、材料の合成樹脂シートが2重に重なった部分となっていて、しかも、均等幅で連続したものであるから、パイプが板より曲げ難いように、剛性が高くしかもその剛性は当接脚部14全域(長)に亘って均等なものとなっている。

30

【0016】

一方、立ち上がりリブ15についても、各側面12におけるコーナー11bの境界線12a部分に形成されて、上記当接脚部14にこれと同等の幅で連続するものであるから、当接脚部14と同様に、剛性が高くしかもその剛性は各立ち上がりリブ15全域(長)に亘って均等なものとなっている。

【0017】

以上のように、当接脚部14及び立ち上がりリブ15は剛性の高いものとなっているから、当該皿状容器10に力が加わった場合、面である各側面12や底面13を介して集中的に掛かったとしても、皿状容器10は変形することが殆どないことになる。

【0018】

特に、当接脚部14は、その全体で机や棚の表面に当接するものであるから、当該皿状容器10に内容物を収納して机や棚上に置いた場合、皿状容器10に加わった重力等の力を机や棚側に分散させ、皿状容器10を変形させることはないのである。一方、剛性の高い各立ち上がりリブ15については、当該皿状容器10に、図3及び図5中の仮想線で示す蓋体20を嵌合させる場合の、「支柱」としての役割を果たすことになるから、各立ち上がりリブ15は、皿状容器10に変形をもたらすことなく、蓋体20の嵌合を確実にさせるものとなるのである。

40

【0019】

さらに重要なことは、本発明に係る皿状容器10においては、その各側面12や底面13には凹凸やリブは全く形成されることはなく、それらの底面13の外周部分にのみ、細

50

くて剛性の高い当接脚部 14、及びこれに同じ幅で連続する各立ち上がりリブ 15 が形成されていることである。これにより、当該皿状容器 10 は、全体としてシンプルなデザインのものとなっているのである。

【0020】

従って、この請求項 1 に係る皿状容器 10 は、「皿状」であることから収納した食品等の全体を見せることができることは勿論、シンプルなデザインのものとなっていて、しかも容器としての剛性も十分確保できたものとなっているのである。

【0021】

請求項 2 に係る発明の採った手段は、上記請求項 1 に記載の合成樹脂製の皿状容器 10 について、

「各立ち上がりリブ 15 の下端を、当接脚部 14 と同一下面を有する支持部分としたこと」

である。

【0022】

上記請求項 1 に係る皿状容器 10 では、その当接脚部 14 が、全体で机や棚の表面に当接するものであるから、皿状容器 10 に加わった重力等の力を机や棚側に分散させるものであったが、この請求項 2 に係る皿状容器 10 のように、各立ち上がりリブ 15 の下端を、上記当接脚部 14 と同一下面を有する支持部分とすれば、各立ち上がりリブ 15 による「支柱」が「つかい棒」の役目を果たして、皿状容器 10 に加わった重力等の力を机や棚側に分散させ、皿状容器 10 全体として座屈しないものとなっている。

【0023】

従って、この請求項 2 に係る皿状容器 10 は、請求項 1 のそれと同様な機能を発揮する他、机や棚上に置いたときの、容器としての剛性をより一層確保できたものとなっているのである。

【0024】

また、上記課題を解決するために、請求項 3 に係る発明の採った手段は、上記請求項 1 に記載の合成樹脂製の皿状容器 10 について、

「境界線 12 a の下端点 12 c 近傍に、これに隣接してきている各当接脚部 14 の端部に囲まれて、これらの当接脚部 14 と同一下面を有する台座部分 16 を形成したこと」

である。

【0025】

すなわち、この請求項 3 に係る皿状容器 10 では、図 1 の (b) 及び図 4 に示すように、境界線 12 a の下端点 12 c 近傍に、当接脚部 14 と同一下面を有した「支持部分」となる台座部分 16 を積極的に形成したものであり、隣接してきている各当接脚部 14 の端部と一体になって、例えば略三角形の平坦部が形成されている。

【0026】

各台座部分 16 は、例えば図 7 に示すように、ある程度の面積で机や棚の表面に当接することになるものであるから、皿状容器 10 に加わった重力等の力を、当該台座部分 16 を囲んでいる各当接脚部 14 の端部とともに、机や棚側に分散させ、皿状容器 10 全体として座屈しないものとなっている。

【0027】

従って、この請求項 3 に係る皿状容器 10 は、請求項 1 のそれと同様な機能を発揮する他、机や棚上に置いたときの力の分散を、各台座部分 16 を介しても行えるものとなっているのである。

【0028】

請求項 4 に係る発明の採った手段は、上記請求項 1 ~ 請求項 3 のいずれかに記載の合成樹脂製の皿状容器 10 について、

「境界線 12 a の下端点 12 c を各当接脚部 14 の下面と同一位置にするとともに、下端点 12 c の近傍に位置する各当接脚部 14 の一部を円弧状にすることにより、下端点 12 c 近傍において各当接脚部 14 及び立ち上がりリブ 15 の各下端部を滑らかに連続させ

10

20

30

40

50

たこと」
である。

【0029】

図1に示す実施形態のように、下端点12cの近傍に位置する各当接脚部14を直線状にすると、直線状の各立ち上がりリブ15との交点ができることになり、この交点に応力が集中し易くなる。応力が集中する部分があると、この部分での変形が起き易くなるが、この請求項4に係る皿状容器10では、図4に示すように、下端点12cの近傍に位置する各当接脚部14の一部を円弧状にすることにより、応力集中部分ができるのを防止しているのである。

【0030】

各当接脚部14を円弧状にするのは、その一部であるが、この一部は下端点12cの近傍に位置する部分であり、例えば図4中に示した部分である。当該当接脚部14の左右の一部を除いた残り部分は、直線であってもよいものである。

【0031】

また、この請求項4に係る皿状容器10では、各境界線12aの下端点12cを各当接脚部14の下面と同一位置にしているが、これは、下端点12c近傍において各当接脚部14及び立ち上がりリブ15の各下端部を滑らかに連続させるためである。このように、各立ち上がりリブ15と当接脚部14とが滑らかに連続すれば、これによっても上述した応力の集中部分の発生が抑制される。

【0032】

従って、この請求項4に係る皿状容器10は、請求項1～請求項3のそれと同様な機能を発揮する他、応力集中部分の発生を抑制できて、容器としての剛性をより一層確保できるものとなっているのである。

【0033】

さらに、上記課題を解決するために、請求項5に係る発明の採った手段は、上記請求項1～請求項4のいずれかに記載の合成樹脂製の皿状容器10について、

「側面12の断面形状を、中央部については外方に凸の円弧状とし、境界線12aにおいては直線となるように滑らかに連続させたこと」

である。

【0034】

この請求項5に係る皿状容器10では、図6に示すように、側面12の断面形状を、中央部については外方に凸の円弧状とし、境界線12aにおいては直線となるように滑らかに連続させているものである。各側面12の中央部の断面形状を外方に凸の円弧状とすることによって、当該側面12の剛性を高めたものである。勿論、当該側面12の各境界線12aにおいて直線となるように滑らかに連続させたのは、ここに位置する立ち上がりリブ15と滑らかに連続させるためである。

【0035】

従って、この請求項5に係る皿状容器10は、請求項1～請求項4のそれと同様な機能を発揮する他、側面12における容器としての剛性をより一層確保できるものとなっているのである。

【0036】

請求項6に係る発明の採った手段は、上記請求項1～請求項5のいずれかに記載の合成樹脂製の皿状容器10について、

「側面12の、下端と上端を結ぶ線の、底面13の延長面とのなす角が、 $10^{\circ} \sim 45^{\circ}$ であること」

である。

【0037】

この請求項6に係る皿状容器10における角は、図3及び図6に示すように定義できるが、この角が、 $10^{\circ} \sim 45^{\circ}$ である必要性は、次の理由による。

【0038】

10

20

30

40

50

この角が、 10° より小さいと、各立ち上がりリブ15が殆ど寝た状態となって、例えば蓋体20を嵌合する場合等のように、各立ち上がりリブ15の上端から受けた力を当接脚部14に伝える前に側面12側に分散または伝達してしまい、側面12を変形させてしまうことが多くなるからである。一方、この角が、 45° より大きいと、当該皿状容器10が実質的な「皿状」にはならなくなって、目的としている容器が得られなくなるからである。好ましくは、この角は、 $20^\circ \sim 30^\circ$ である。

【0039】

従って、この請求項6に係る皿状容器10は、請求項1～請求項5のそれと同様な機能を発揮する他、商品あるいは内容物を大きく見せ得るものとなっているのである。

【0040】

そして、上記課題を壊滅するために、請求項7に係る発明の採った手段は、上記請求項1～請求項6のいずれかに記載の合成樹脂製の皿状容器10について、

「立ち上がりリブ15の上端に、当該皿状容器10の上方開口11を覆う蓋体20の位置決めを行うための平面部17を形成したこと」

である。

【0041】

この請求項7に係る皿状容器10は、図4及び図7に示すように、各立ち上がりリブ15の上端に平面部17を形成したものであり、この平面部17は、当該皿状容器10に蓋体20が嵌合される際に使用され、蓋体20の位置決めを行うためのものである。

【0042】

一般に、蓋体20を皿状容器10に嵌合できるようにする場合、蓋体20には、これを皿状容器10に対する適宜位置に停止または係止するための部分が形成される。この蓋体20側の部分が、剛性の高い立ち上がりリブ15の上端に当接すれば、正確に位置決めされることになるのである。

【0043】

従って、この請求項7に係る皿状容器10は、請求項1～請求項6のそれと同様な機能を発揮する他、蓋体20を嵌合するときの重要な支えまたは位置決め部材としての平面部17を有することによって、蓋体20を安定的に嵌合し得るものとなっているのである。

【発明の効果】

【0044】

以上、説明した通り、本発明は、

「多角形の上方開口11の各辺11aに連なり、上方開口11のコーナー11bを上端点12bとする境界線12aにて連続する側面12と、この側面12の下縁に外周が連続する底面13とを備え、合成樹脂シートのシート成形によって形成される皿状容器10において、

底面13の外周部分に形成されて、均等幅で連続し、外方に向かって凹んだりブ形状の当接脚部14と、境界線12a部分に形成されて、当接脚部14にこれと同等の幅で連続する立ち上がりリブ15とを形成したこと」

にその構成上の主たる特徴を有するものであり、これにより、収納した食品等の全体を見せることができ、シンプルなデザインのものとすることもでき、さらに、容器としての剛性も十分確保できる皿状容器10を、簡単な構成によって提供することができるのである。

【図面の簡単な説明】

【0045】

【図1】本発明の第一実施例に係る皿状容器10を示すもので、(a)は請求項1のクレーム対応の平面図、(b)は台座部分16を有した場合の平面図である。

【図2】同第一実施例に係る皿状容器10を示す正面図である。

【図3】同第一実施例に係る皿状容器10を示す、図1中の1-1線に沿って見た縦断面図である。

【図4】本発明の第二実施例に係る皿状容器10を示す平面図である。

10

20

30

40

50

【図 5】同第二実施例に係る皿状容器 10 を示す正面図である。

【図 6】同第二実施例に係る皿状容器 10 を示す、図 4 中の 2 - 2 線に沿って見た縦断面図である。

【図 7】同皿状容器 10 を示す、図 4 中の 4 - 4 線に沿って見た縦断面図である。

【図 8】同皿状容器 10 を示す、図 4 中の 5 - 5 線に沿って見た部分拡大断面図である。

【図 9】同皿状容器 10 の底面図である。

【図 10】同皿状容器 10 を示す、図 5 中の 6 - 6 線に沿って見た縦断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0046】

次に、上記のように構成した各請求項に係る発明を、図面に示した実施の形態である皿状容器 10 について説明するが、この実施形態の皿状容器 10 は、図 1 ~ 図 3 に示した第一実施例と、他の図に示した第二実施例とがあるので、以下では、これらに分けて説明する。

10

【0047】

また、いずれの皿状容器 10 も、合成樹脂シートを材料として、これのシート成形法によって形成したものである。この場合の合成樹脂シートとしては、A P E T を採用したが、ポリプロピレン、ポリスチレン、あるいはポリ乳酸の非発泡シートも採用できる。また、合成樹脂シートのシート厚さは、0.20 ~ 1.00 mm であった。

【0048】

以上の合成樹脂シートを採用することによって、後述する当接脚部 14 について、

20

幅：約 1 mm

深さ：約 3 mm

とすることができ、一般的な 150 mm 角の正方形容器とした場合に、デザイン上有効な細さと、剛性を高める効果のある深さにできた。

【0049】

本発明に係る皿状容器 10 は、これ単独で使用されることもあるが、図 3 及び図 5 中の仮想線にて示したように、当該皿状容器 10 の上方開口 11 を覆う蓋体 20 を嵌合して使用されることもある。この蓋体 20 としては、皿状容器 10 の上方開口 11 に外嵌合できるものや、内嵌合できるものが採用されるが、その嵌合場所を、上方開口 11 のコーナー 11 b を中心として行うものが一般的である。

30

【0050】

(第一実施例)

図 1 ~ 図 3 には、本発明の第一実施例に係る皿状容器 10 が示してあるが、図 1 の (a) に示した皿状容器 10 は、請求項 1 の内容に対応するものであり、その上方開口 11 を長形状としたものである。そして、この実施形態に係る皿状容器 10 は、図 1 の (a) にも示したように、多角形の上方開口 11 の各辺 11 a に連なり、上方開口 11 のコーナー 11 b を上端点 12 b とする境界線 12 a にて連続する側面 12 と、この側面 12 の下縁に外周が連続する底面 13 とを備えたものである。

【0051】

本発明に係る皿状容器 10 は、名称通り「皿状」のものであるから、その多角形の上方開口 11 は、図 1 (本第一実施例) 及び図 4 (後述する第二実施例) に示したように、底面 13 の外周より大きく広がったものであり、複数の辺 11 a の集まりである。各辺 11 a は直線状のものであり、これらの辺 11 a の交差部分はコーナー 11 b となっており、このコーナー 11 b は側面 12 の境界線 12 a を形成している上端点 12 b と一致している。

40

【0052】

側面 12 は、図 1 に示したように、上方開口 11 のコーナー 11 b から伸びる境界線 12 a によって複数に区画されており、各境界線 12 a は、図 1 の (a) に示したように、上端点 12 b と下端点 12 c とによって定義されている。なお、この境界線 12 a は、後述する立ち上がりリブ 15 と一致するものであり、この側面 12 の、下端と上端を結ぶ線

50

の、底面 13 の延長面とのなす角が、図 3 に示したように、である。

【0053】

底面 13 は、図 1 に示したように、上方開口 11 と相似形になることもあるが、図 4 に示したように、上方開口 11 とは異なる形状になることもある。いずれにしても、この底面 13 には、外周の当接脚部 14 以外に、何等形成されるものがなく全く平らなものである。

【0054】

当接脚部 14 は、図 1 ~ 図 3 に示したように、底面 13 の外周部分に形成されて、均等幅で連続し、外方に向かって凹んだリブ形状のものである。この当接脚部 14 が外方に向かって凹んだ、とは、当該皿状容器 10 を底面側から見れば、この当接脚部 14 が「凸」状となって外側に突出していることを意味する。つまり、この当接脚部 14 は、当該皿状容器 10 を机や棚の上に置いたときに、その凸状先端全体で当接するようにしたものである。

【0055】

立ち上がりリブ 15 は、図 1 及び図 2 に示したように、側面 12 におけるコーナー 11 b の境界線 12 a 部分に形成されて、当接脚部 14 にこれと同等の幅、本実施例では約 3 mm の幅で連続するものである。なお、実施形態の立ち上がりリブ 15 では、その上端部の幅が 0 mm となって消失するようにしてあるが、立ち上がりリブ 15 全体が深さ 3 mm であってもよい。

【0056】

そして、この第一実施例に係る皿状容器 10 では、図 1 の (b) にて示したように、境界線 12 a の下端点 12 c 近傍に、これに隣接してきている各当接脚部 14 の端部に囲まれて、これらの当接脚部 14 と同一下面を有する台座部分 16 を形成することもなされ、例えば一体になって略三角形の平坦面が形成されている。

【0057】

(第二実施例)

図 4 ~ 図 10 には、本発明の第二実施例である皿状容器 10 が示してあるが、この皿状容器 10 の上方開口 11 は正方形としたものである。また、この第二実施例の皿状容器 10 では、上記第一実施例で説明した部材をそのまま採用する機会が多いため、上記第一実施例で説明したのと同じ部材または部分についての説明は、図 4 ~ 図 10 中に同一符号を付して説明を省略する。

【0058】

この第二実施例に係る皿状容器 10 の最大特徴は、図 4 に示したように、境界線 12 a の下端点 12 c を各当接脚部 14 の下面と同一位置にするとともに、下端点 12 c の近傍に位置する各当接脚部 14 の一部を円弧状にすることにより、下端点 12 c 近傍において各当接脚部 14 及び立ち上がりリブ 15 の各下端部を滑らかに連続させたことである。

【0059】

このように、下端点 12 c の近傍に位置する各当接脚部 14 の一部を円弧状にし、下端点 12 c 近傍において各当接脚部 14 及び立ち上がりリブ 15 の各下端部を滑らかに連続させれば、当該皿状容器 10 に、滑らかな、あるいは柔らかな印象を与えることができる。さらには、側面 12 の断面形状を、中央部については外方に凸の円弧状とし、境界線 12 a においては直線となるように滑らかに連続させることも容易に行えることになって、デザイン上においても良好なものとすることができる。

【0060】

また、この第二実施例に係る皿状容器 10 においては、図 4、図 7 及び図 8 に示したように、立ち上がりリブ 15 の上端に、当該皿状容器 10 の上方開口 11 を覆う蓋体 20 の位置決めを行うための平面部 17 を形成したものである。

【0061】

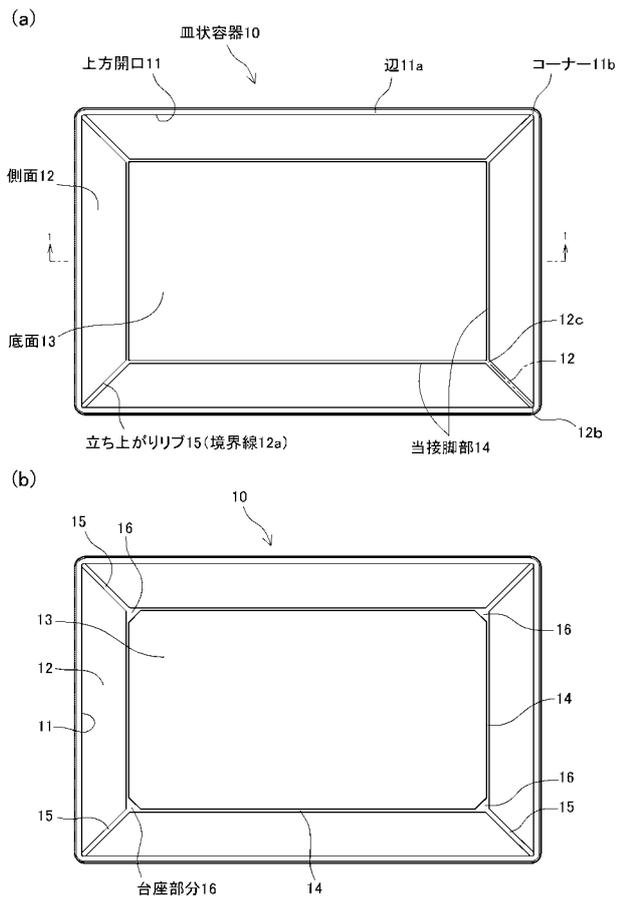
この平面部 17 は、蓋体 20 を嵌合するときの重要な支えまたは位置決め部材となるものであり、蓋体 20 を安定的に嵌合するものとなっているのである。

【符号の説明】

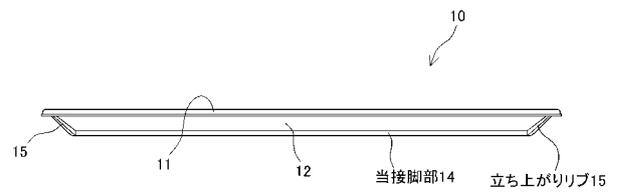
【0062】

- 10 皿状容器
- 11 上方開口
- 11a 辺
- 11b コーナー
- 12 側面
- 12a 境界線
- 12b 上端点
- 12c 下端点
- 13 底面
- 14 当接脚部
- 15 立ち上がりリブ
- 16 台座部分
- 17 平面部
- 20 蓋体

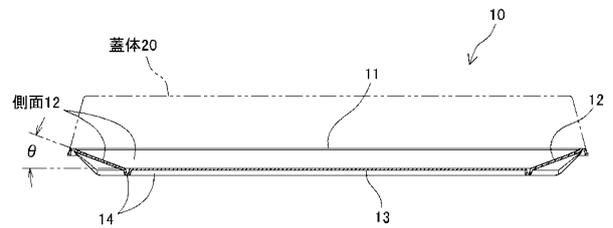
【図1】



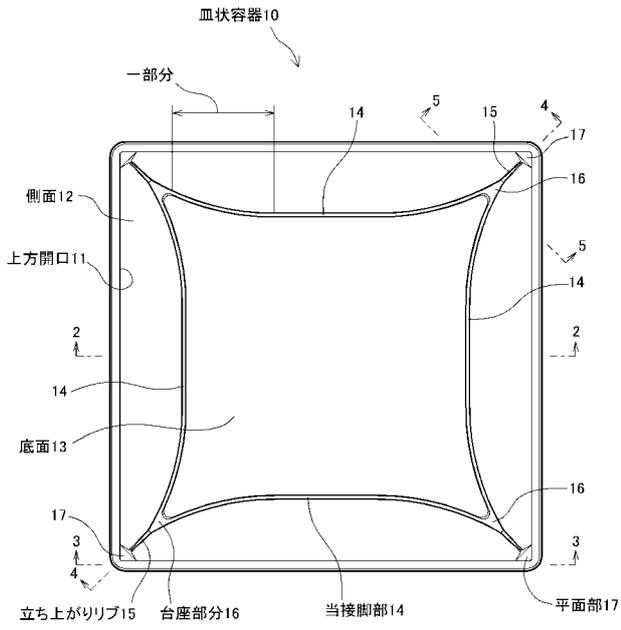
【図2】



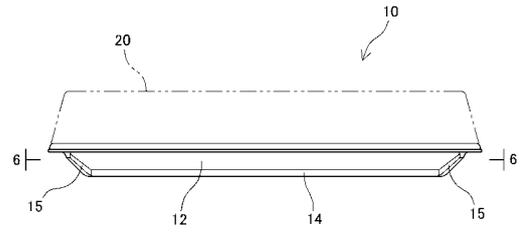
【図3】



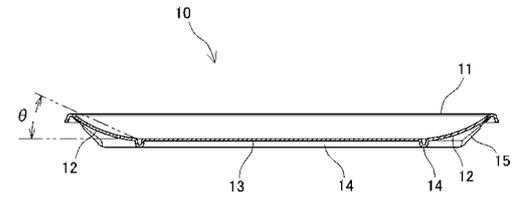
【図4】



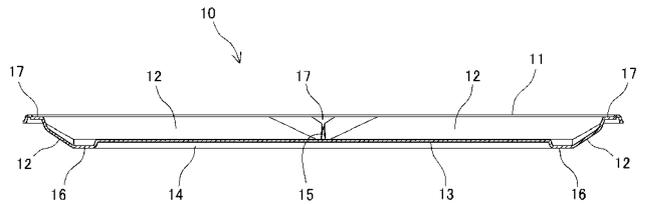
【図5】



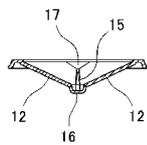
【図6】



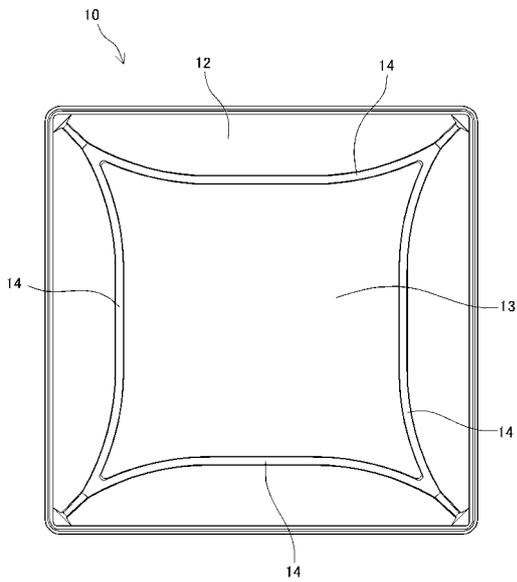
【図7】



【図8】



【図9】



【図10】

